## 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則(昭和六十年東京都規則第百五十二号)新旧対照表(抄)

<b>以 正 案</b>	<b></b>
目次 (現行のとおり)	皿火 (盤)
第一条から第二十条まで (現行のとおり)	第一条から第二十条まで (略)
第一号様式から第二十号様式まで (現行のとおり)	第一号様式から第二十号様式まで (略)

## 第21号様式(第18条関係)

東京都知事殿

浄化槽保守点検受託契約基数報告書(年度)

浄 保( )第

年 月

日

住 所 氏 名

「法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

東京都浄化槽の保守占統等に関する相則第18条第5項の相定により、次のとおり報告します。

果只都沒	浄化槽の保守点検等に関する規則第18条						:男5垻の規定により、次のとおり報告しま						59.
区分	単 独						合 併						
	10人	11人	5 1人	201人	501人		10人	11人	5 1人	201人	501 人		1
	107	以上	以上	以上	3017		100	以上	以上	以上	5017		
市町村名	以下	5 0 人 以下	200 人 以下	500 人 以下	以上	計	以下	5 0 人 以下	200 人 以下	500 人 以下	以上	計	合計
立川市		-2/ I.	-X 1:	-X 1:				20 I	-X 1:	-X I.			-
武蔵野市													<del>                                     </del>
三鷹市													<b>†</b>
青 梅 市													
府中市													
昭島市													
調 布 市 町 田 市													<b></b>
小金井市	<u> </u>	<u> </u>	<del>                                     </del>	<del>                                     </del>			<u> </u>		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>			-
小平市	1	1	1	1			1		1	1			†
日野市										1			
東村山市													
国分寺市													
国立市													
福 生 市 狛 江 市													ļ
東大和市													-
清瀬市													<del>                                     </del>
東久留米市													
武蔵村山市													
多摩市													
稲城市													
羽村市													
あきる野市 西東京市													
瑞 穂 町													
日の出町													
檜 原 村													
奥多摩町													
多摩部計													
大島町													
利根村新島村	-	-	-	-		-	-		-	1			<del>                                     </del>
神津島村	-	-	-	-		-	-		-	-			<del>                                     </del>
三宅村	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>		<b> </b>	<b>-</b>						<del>                                     </del>
御蔵島村													<del>                                     </del>
八丈町													
青ヶ島村													
小笠原村													
島しょ部計													
合計	l	l	l	l			l		l	l			

- (注) 1 当該年度末(3月31日現在)における保守点検受託契約基数を、処理方法(単独・合併)・人槽別に記載すること。 2 浄化槽管理者から直接受託した基数のみ記入し、他の保守点検業者より委託を受けた基数は、記入しないこと。
  - 3 この報告は、毎年4月30日までに提出すること(受託契約が全くない場合も、基数ゼロとして必ず提出すること。)。

(日本工業規格A列4番)

## 第21号様式(第18条関係)

東京都知事殿

净化槽保守点検受託契約基数報告書(年度)

浄 保( )第 住 所

月

Н

氏 名

東京都浄化樺の保守占権等に関する相則第18条第5項の担定により、次のとおり報告します。

東京都流	サ1七僧り	り休寸に	(快寺に	-   斜 9 も	規則未	18余	弗 5 垻	の規正	により、	次ので	このリギ	な古しま	9.
区分	単 独							合 併					
	10人	1 1人 以上	5 1人 以上	201 人 以上	501 人		1 0人	1 1人 以上	5 1人 以上	201 人 以上	501人		
市町村名	以下	5 0 人 以下	200 人 以下	500 人 以下	以上	計	以下	5 0人 以下	200 人 以下	500 人 以下	以上	計	合計
八王子市													
立川市													
武蔵野市													
三鷹市													-
青梅市 府中市													
昭島市													
調布市													
町田市													
小金井市													
小 平 市													
日 野 市													
東村山市													
国分寺市													
国立市													
福生市													
狛 江 市													
東大和市													
清瀬市													
東久留米市													
武蔵村山市													
多摩市稲城市													
羽村市													
あきる野市													
西東京市													
瑞 穂 町													
日の出町													
檜 原 村													
奥多摩町													
多摩部計													
大島町													
利 根 村													
新島 村													
神津島村													
三 宅 村													
御蔵島村													
八丈町													
青ヶ島村													
小笠原村													
島しょ部計													
合 計	l		l	l									

- (注) 1 当該年度末(3月31日現在)における保守点検受託契約基数を、処理方法(単独・合併)・人槽別に記載すること。
  - 2 浄化槽管理者から直接受託した基数のみ記入し、他の保守点検業者より委託を受けた基数は、記入しないこと。
  - 3 この報告は、毎年4月30日までに提出すること(受託契約が全くない場合も、基数ゼロとして必ず提出すること。)。

(日本工業規格A列4番)